

(外国式名前の表記・長音表記の具体例)

外国人と婚姻された方が戸籍上の姓(氏)を外国式の姓に変更していない場合

例1: 外務省子さんがカナダ人「エドワード」(EDWARD)氏と婚姻。日本の戸籍上の姓は「外務」のままだが、ご主人の「エドワード」姓を併記したパスポートを希望

姓: GAIMU (EDWARD)

名: SHOKO

外国人と婚姻された方が戸籍上の姓を既にカタカナ書きの外国式の姓に変更している場合

例2: 例1のケースで外務さんが日本戸籍上の姓を手続きにより「エドワード」に変更した場合

姓: EDWARD

名: SHOKO

外国人との結婚により戸籍上の姓を外国式の姓に変更していたが、離婚により、戸籍上の姓を旧姓に変更した場合

例3: エドワード省子さんは離婚後、日本戸籍上は旧姓「外務」に変更したが、カナダで生活をするためには「エドワード」姓が必要であるため、「エドワード」姓を併記したパスポートを希望。

姓: GAIMU (EDWARD)

名: SHOKO

両親のいずれかが外国人、又は両親とも日本人で、カナダで出生したことにより重国籍保持者であり正式な外国の名称(出生証明書、外国パスポート)と戸籍上の発音が一致する場合

例4: カナダ人父を持ち、戸籍上の氏名が「EDWARD、省子リンダ」であり、カナダの出生証明書、カナダパスポートの綴りが「SHOKO LINDA EDWARD」の場合

姓: EDWARD

名: SHOKO LINDA

例5: 例4のケースで、戸籍上の姓が「外務」の場合(親が戸籍上の姓(氏)を外国式の姓に変更していない場合)

姓: GAIMU (EDWARD)

名: SHOKO LINDA

例6:両親とも日本人の重国籍保持者で戸籍上の氏名が「外務省子リンダ」で、カナダの出生証明書、カナダのパスポートの綴りが「SHOKO LINDA GAIMU」の場合
姓:GAIMU
名:SHOKO LINDA

両親のいずれかが外国人で戸籍上にも外国人父又は母としての記載があり、戸籍上の名前と正式な外国での名前(出生証明、外国パスポート上の名前)が異なる場合

例7:カナダ人父を持ち、戸籍上の氏名が「EDWARD、省子」であり、カナダの出生証明書、カナダパスポートの綴りが、「SHOKO LINDA EDWARD」である場合
姓:EDWARD
名:SHOKO(SHOKO LINDA)

例8:例7のケースで戸籍上の姓が「外務、省子」の場合(親が戸籍上の姓(氏)を外国式の姓に変更していない場合)
姓:GAIMU(EDWARD)
名:SHOKO(SHOKO LINDA)

両親とも日本人で、カナダで出生したことにより重国籍を保持しており、戸籍上の名前と正式な外国での名前(出生証明、外国パスポート上の名前)が異なる場合

例9:両親とも日本人で、カナダで出生。戸籍上の氏名が「外務、省子」であるが、カナダ出生証明書、カナダパスポート上の氏名が「LINDA GAIMU」となっている場合
姓:GAIMU
名:SHOKO(LINDA)

なお、別名併記・非ヘボン表記が可能なケースは上記の例に限りません。詳細は当館領事部(604-684-5833)にお問い合わせ下さい。また、いずれの場合も、綴り等が確認できる書類が必要となります。